

持続可能な物流を支える 物流効率化実証事業

物流効率化のための設備・システム投資を応援

対象事業

物流効率化に資する連携実証事業

事業目的

我が国の国民生活・経済を支える社会インフラである物流には、構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の危機が迫っています。社会インフラである物流を維持するため、2024年4月には改正物流法が成立しました。改正物流法による改正後の「物資の流通の効率化に関する法律（以下「新物流法」という。）」が本年4月から施行され、全ての荷主や物流事業者に対して、物流効率化に向けた努力義務が課されることとなっています。本補助事業は、荷主を含む複数企業が連携した物流効率化に資する取組に対し、物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入、プラットフォームの構築等に係る実証費用を補助することを通じて、改正物流法の取組の実効性を高めることを目的としています。

事業概要

企業規模を問わず、荷主を含む複数企業が連携した物流効率化に資する取組に対し、物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入、プラットフォームの構築等に係る実証費用を補助します。

事業期間

交付決定～2026年2月13日（金）

公募期間

2025年 3月26日（水）～5月1日（木）
17:00必着

公募説明会

2025年 3月31日（月） 14:00～15:00
（オンライン開催 Microsoft Teams）
メールにて参加申込受付

補助率・補助上限額・投資下限要件

補助率	補助上限額	投資下限要件（※）
補助対象経費の1/2以内	3億円	3,000万円以上

コンソーシアム形式の詳細は裏面〈連携体（コンソーシアム）について〉をご参照ください。

※投資下限要件は、補助対象経費の合計が投資下限要件を超える必要があります。

また投資下限は、実際の補助額とは異なりますのでご注意ください。例えば、投資額（補助対象経費の合計）が3,000万円の案件であれば実際の補助額は1,500万円となります。

補助対象経費

機械設置・システム費、専門家経費、委託・外注費、その他諸経費

補助対象となる経費は、物流効率化に資する事業資産（有形・無形）への相応の規模の投資を含むものであり、本事業の対象として明確に区分できるものである必要があります。対象経費は必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、上記の区分で定める経費です。原則、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）し、納品・検収等を行い、補助事業実施期間内に支払を完了したものに限り、また、本事業の目的を踏まえ、あくまで輸配送・保管・包装・荷役等と密接に関係している領域に限ることとし、商品自体の二次加工の工程等に関する費用については補助対象外となる場合がありますのでご注意ください。

事業の対象となる具体的な取組内容

「ア」・「イ」の2つの要件を満たす物流効率化計画を策定・提出することが必要です。

ア. 利用する物流事業者側の業務効率化

下記のうち(1)若しくは(2)は必須とし、(3)の取組を含めることが可能

- (1) 荷待ち・荷役時間の削減
- (2) 積載率の向上
- (3) その他

輸送ルートの見直し、共同輸配送の実施等、ガイドラインに記載されている取組事項を踏まえて、定量的な目標を設定すること

イ. 物流施設における業務効率化

従業員の補助事業に関わる総労働時間について、設備投資により、機器・システム等の導入前と比較して、3%以上削減すること

機器導入例

入出荷関連

トラックローダー、
フォークリフト、
パレタイザー/デパレタイザー



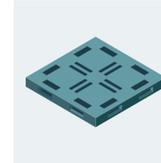
トラックローダー



パレタイザー

保管関連

パレット等の物流資材、
洗浄等付属設備、
自動倉庫、保管ラック



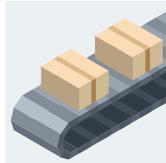
パレット



クレート

運搬関連

コンベア、垂直搬送機、
AMR、AGV



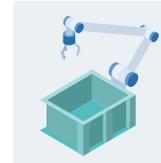
コンベア



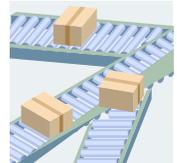
自律走行型搬送ロボット
(AMR)

仕分け関連

自動仕分け機、
無人仕分け機、
ピッキングシステム・ロボット



ピッキングシステム・
ロボット



無人仕分け機

システム導入例

バス予約システム、倉庫管理システム、伝票電子化・物流EDI、AIカメラ・システム、RFID等自動検品システム

詳しくは公募要領を必ずご確認ください。

連携体(コンソーシアム)について

【ア】 連携体に対する補助金は、幹事者に対して支払われます。構成員に対する補助金の分配は幹事者が行う必要がありますのでご注意ください。

【イ】 幹事者及び連携体構成員については、特段の理由があると事務局が承認した場合を除き、補助事業者として採択された後に変更することができません。

【ウ】 実際に投資を行っている事業者が補助金を受け取るための申請ができるのは1事業者1回(1案件)に限ります。実際に投資を行っていない事業者が連携体に複数回参加することは問題ありません。なお、全く同一の構成員で構成される連携体が複数回申請することは出来ませんのでご注意ください。

【エ】 実証事業完了後の補助事業実績報告書等の提出については、連携体の幹事者が取りまとめを行うことで、他構成員の実績も集約した対応でよいこととします。他方、補助金額の確定などのプロセスについては、実証事業に投資した主体がそれぞれ対応することが必要となりますので、ご認識ください。

【オ】 補助対象の設備等について、リースを利用する場合、ファイナンスリースにより、当該設備等を提供する契約を行うリース会社を連携体構成員に含め、共同申請することで、当該設備等の購入費用についてリース会社を対象に補助金を交付することも可能です。

審査方法と主な注意点、申請方法などの詳細は
特設Webサイトを必ずご確認ください。

特設Webサイト

<https://logiefficiency-meti.jp/r6h>

経済産業省 持続可能な物流を支える物流効率化実証事業



お問い合わせ先

ご不明な点などありましたら右記までお問い合わせください。

持続可能な物流を支える物流効率化実証事業事務局

① 物流効率化に資する連携実証事業

info_logi_r6@logiefficiency-meti.jp

令和6年度補正「持続可能な物流を支える物流効率化実証事業」は、経済産業省から補助を受けたTOPPAN株式会社が実施しています。

Copyright © 2025 TOPPAN INC. All Right Reserved.